



財政健全化団体からの脱却実現!

更なる行財政改革で活力ある町へ

洞爺湖町長 真屋 敏 春

地方公共団体の財政再建を促し、破綻を防ぐ目的で、平成19年新たに「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」がつくられ、平成21年4月から完全実施となりました。

この法律では、財政破綻をする前に、計画的な財政再建を求め、早期是正を促すことが盛り込まれました。

洞爺湖町では、この法律による実質公債費比率が、平成20年度決算で早期健全化基準の25.0%を上回る29.8%となり、平成21年度から財政健全化計画の策定が義務付けられる財政健全化団体となりました。

町では、平成21年度から24年度までの4年間で、健全化の基準を下回る計画を作成し、早期の財政健全化を図るため、使用料等の改正、補助金等の削減、建設事業の抑制、職員給与の独自削減、議員報酬の削減などを町民の皆様のご理解、ご協力をいただきながら確実に取り進めてきました。

その結果、実質公債費比率が平成23年度決算で、早期健全化基準を下回る22.0%となり、計画を1年早い3カ年間で達成し、財政健全化団体から脱却することができました。改めて、町民皆様のご支援に対し深く感謝するしだいです。

一方、財政健全化団体脱却となりますが、公債費は依然、歳出において大きな割合を占めており、収支バランスのとれた健全財政への道のりは、未だその途上にあることにも留意しなければなりません。

今後の財政運営につきましては、これまでの行財政改革を継続し、将来展望を的確にとらえ、町民生活の向上と活力に満ちた町づくりに取り組みたいと考えております。

今後とも、町民の皆様の一層のご理解とご協力を賜りますようお願いいたします。